「小松島市固定資産台帳整備及び公共施設等総合管理計画策定支援業務」
仕 様 書

1　業務名

小松島市固定資産台帳整備及び公共施設等総合管理計画策定支援業務

2　業務概要

本業務は、平成26年4月22日付けで総務省が定めた「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に従い、本市が所有する公共施設等について、ファシリティマネジメントの概念による全体の総量規制およびライフサイクルコストの低減等を含む施設管理の最適化を推進するため、現在の公共施設等の配置状況、設置目的、利用者数、稼動状況、維持管理費用および老朽化等の現状を施設類型ごとに分析し、公共施設等の現状と課題を整理し、さらに、その成果を踏まえ、公共施設等の将来のあり方に関する基本方針を定め、公共施設等の再編方針を含む公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていくための小松島市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）の策定を支援するものとする。

また、公共施設等の現状把握のためのデータ収集は、平成26年4月30日付け総務省通知「今後の地方公会計の整備推進について」等を受け、統一的な基準による財務書類の作成に必要となる固定資産台帳整備の支援と併せて行うとともに、本計画の策定後における公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等の貴重な検討資料として利活用するため、全庁的な情報共有および執行管理を行うための固定資産台帳管理システムを構築するものとする。

3　委託期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

履行期間内に提出を求める成果物等の納期限は、協議により別途定める。

4　対象施設

（1）公共施設

（2）インフラ資産：道路、橋梁、上下水道等

（3）その他の固定資産等

5　固定資産台帳整備の支援

本業務では、公共施設等の情報収集と併せて、新しく総務省から示された統一的な基準による財務書類の作成に必要な固定資産台帳の整備を専門的見地から支援するものとする。

（1）対象資産

固定資産台帳の整備（以下「台帳整備」という。）の対象となる資産は、統一的な

基準による財務書類の作成に必要な資産全てとする。

【参考】本市における対象資産の規模

・土地　　約890筆（道路等を含めた市名義の土地 約10,300筆）

・建築　　約600棟

・道路　　約660路線（総延長約268㎞）

（２）作業の要領

台帳整備に当たっては、平成27年１月23日付け総務省公表の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に即して行うこと。

①　庁内説明会の開催、財産所管課への個別説明・支援

台帳整備を円滑に進めるため、本市と協議の上、庁内への説明会を開催するとともに、必要に応じて、各財産所管課に個別説明を行う。開催に当たっては、資料の作成および議事録の作成を行う。なお、会場の準備および資料の印刷（増刷）は、本市が行う。

②　各種台帳の確認および財産所管課へのヒアリング

専門的立場から本市が保有する各種台帳の整備状況の確認を行い、固定資産の洗い出しに必要な書類等の調査および準備の支援を行う。

また、財産所管課へのヒアリングを通じて、固定資産の洗い出しに必要な情報の集約を行う。

③　整備方針およびスケジュール（案）の作成

固定資産の継続的な管理の実現可能性、将来的な固定資産台帳の活用可能性等を勘案し、固定資産の調査を行う際の管理資産単位の設定、評価方法の設定、備品の計上基準等の「固定資産台帳整備方針」およびスケジュールを作成する。

④　固定資産台帳整備マニュアルの作成

固定資産の調査等が効率的に行えるよう十分配慮した「固定資産台帳整備マニュアル」を作成する。

⑤　固定資産台帳データの整備

固定資産台帳整備方針・マニュアルに基づき、資産の抽出及び調査を行い固定資産一覧の作成を行う。固定資産台帳の入力フォーマットは、総務省が示した基本項目を網羅するとともに、本計画に必要な追加項目についても、本市と協議の上、追加するものとする。

なお、固定資産台帳の入力は、本市で整備済の各種台帳システムが保有するデータ等を直接取り込む、または受託者側でパンチ入力を行うなど、関係職員による作業の軽減に十分配慮するものとする。

⑥　固定資産台帳データの加工および引渡し

本市では、整備後の固定資産台帳の更新および統一的な基準による財務書類の作成を別途整備する財務会計システム等で行う予定であることから、当該業務の終了後、固定資産台帳のデータを本市が求める形式に加工し、遅滞なくかつ確実に引き渡すものとする。

⑦　台帳整備に係る疑問点に関する指導・助言

台帳整備に当たって生じる疑問点に随時対応し、回答する。

⑧　固定資産台帳の管理、更新に係る方針およびマニュアルの作成

固定資産の管理および更新が継続的に行え、関係職員による作業の軽減にも十分配慮した方針ならびに整備マニュアルを作成する。

⑨　台帳整備に係る全体進行管理

台帳整備に係る業務が円滑に行えるよう全体の進行管理を行う。

⑩　その他台帳整備に必要な作業

6　公共施設等総合管理計画策定の支援

（1）データ分析および固定資産台帳の補正

固定資産台帳の内容を確認し、本計画の策定に共有可能なデータ群を整理する。

この際に、本計画の策定に必要となる公共施設等の情報に不足が認められた場合は、本市と協議し、改めて当該公共施設等の所管各課所室からのヒアリングを行うなど、固定資産台帳の補正と公共施設等のデータ補完を行うものとする。

（2）公共施設等マネジメントの条件整理および施設別コスト要件の整理

公共施設等の現状評価および分析に先立ち、本市における今後の公共施設等マネジメントの導入目的および前提条件を整理するものとする。この場合においては、本市が提供する従来からの公共施設等の取組情報、関連計画等の内容を踏まえ、本業務の遂行に関する作業計画書、設計書等の原案を作成し、本市と協議して方針を整理するものとする。

また、公共施設等類型ごとの行政コスト試算を行うための要件および項目についても整理し、提案するものとする。

（3）公共施設等の現状整理

①　市の概要整理

本市の公共施設等を取り巻く状況把握に向けて、人口・世帯の状況、財政状況等を分析し、公共施設等の維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費を見込むとともに、市の概要等を次のとおり整理する。

ア　人口動向

イ　財政状況

ウ　公共施設等の築年別整備状況

エ　更新費用の試算および推計

②　地域別人口推計

地域別に階層別将来人口の推計を行うものとする。別途、推計済みデータがある場合は、これを引用することを可とする。

③　中長期財政見通し（歳入・歳出全体）

人口推計結果又は本市との協議により設定した前提条件に基づき、歳入と歳出についての財政シミュレーションを実施するものとする。別途、推計済みデータがある場合は、その整合性を確認するものとし、また、これに時点修正等を加えて引用することを可とする。

④　保有施設の現状把握

ア　保有施設の現状分析

固定資産台帳および公共施設等の補完データから得られる土地・建築物の情報を用いて、本市が所有する公共施設等の現状分析を行うものとする。

イ　他自治体との公共施設等総量比較・分析

総務省自治財政局の「公共施設状況調」から得られる情報等から、全国の同等規模の自治体との公共施設等総量比較、分析等を行うものとする。

（4）インフラ資産基礎資料の作成

道路、橋梁、公園、上下水道等のいわゆるインフラ資産については、別途、本市と協議・連携しながら、所管部署から資料収集し、インフラ資産基礎資料を作成するものとする。

また、既に「長寿命化計画」等の個別計画を策定済みのインフラ資産等については、併せてその計画を解析し、本計画と当該個別施設計画との整合性および必要に応じた合理的な見直しが図られるよう、関連性を整理するものとする。

（5）施設類型ごとの実態把握

①　施設の分類および地区別整理

固定資産台帳および公共施設等の補完データ等を活用し、公共施設等に関する情報（以下「施設情報」という。）を施設類型ごとに分類・整理する。併せて、公共施設等の再配置実施方針（以下「再配置実施方針」という。）の検討材料として活用できるよう、各公共施設等の位置関係を体系的に網羅する地区別の施設配置状況表（以下「地区別施設配置状況表」という。）を作成するものとする。

この場合においては、表又はグラフの挿入をはじめグラフィック機能の活用など、一般市民にも現行の公共施設等の配置バランス等が視覚的に捉えられるよう、資料の製作に最大限の創意工夫を施すものとする。

②　施設情報と行政コスト等との整理・統合

本市が所有する公共施設等の現状の取りまとめと課題の洗い出しに向けて、施設類型ごとに分類・整理した施設情報、地区別施設配置状況表、施設別の行政コスト試算結果等を統合し、施設類型ごとの各公共施設等の利用率、運営コスト等による順位付けを明確にするものとする。

併せて、再配置実施方針等の検討材料として活用するため、施設類型ごとの設置目的および施設用途の取りまとめと合わせて、類型施設間の利用率および運営コストも体系的に比較できるよう、資料を整理するものとする。

（6）施設評価

①　施設評価方法の検討

本市の公共施設マネジメントの導入目的に即し、具体的な施設評価方法に基づいた施設評価(案)を提案するものとし、本市との協議を経て施設評価方法を定めること。

② 施設評価の実施

施設評価方法に基づき、施策類型ごとに評価の必要な施設について施設評価を実施し、今後の公共施設の見直しに向けた分析を行うものとする。

（7）歳入・歳出の見通しと公共施設更新費用の整理

公共施設に係る投資的経費の検討による公共施設の更新費用や地方財政制度を踏まえ、会計的な視点及び専門的な見地から財政シミュレーション(歳入・歳出の見通し)に反映し、投資に必要な金額と使用可能な金額を算出するものとする。また、本市との協議を経て実現可能な施設面積の縮減等の方策を提案すること。

（8）公共施設等総合管理計画及び概要版の作成

公共施設等総合管理計画及び概要版の作成を行うものとする。

（9）再配置実施方針の策定

① 再配置実施方針の検討

公共施設の現状・実態・評価等を踏まえた再配置実施方針(案)を提案するものとする。これに基づき、本市との協議を経て再配置実施方針(案)を整理するものとする。なお、実施方針(案)は、公共施設等総合管理計画に示された基本的な方針や考え方に即したものとすること。

② 今後の進め方の提案

再配置実施方針に沿った今後の進め方を提案するものとする。これに基づき、今後の進め方について本市と協議のうえ、プレゼン資料を策定すること。

7 固定資産台帳管理システムの構築

本業務では、整備した固定資産台帳の管理の他、地方自治法に基づく公有財産台帳システムとしての機能を内包したシステムを構築するものとする。

（1）システムの条件

本業務で導入する固定資産台帳管理システムに関するシステム条件は、以下のとおりとする。

① 統一的な基準による地方公会計制度に定められた、固定資産台帳の管理ができること。なお、財務会計システムは別途整備する予定であるため、データがＣＳＶ及びＥＸＣＥＬファイルによる出力が可能なこと。

② 公共資産台帳で管理する土地・建物・工作物の全てを自動で再調達価額計算及び減価償却計算が行えること。

③ 固定資産台帳システム内に公有財産台帳システムが内包され、固定資産台帳と公有財産台帳を財産単位で一元的に管理できること。

④ ＧＩＳ機能により、地図情報と連携したデータベースとしての各種機能を有すること。

（2）システムの概要

① システムの構成

固定資産台帳管理システムは、既存の端末パソコンによるオンラインシステムとし、端末パソコンにアプリケーションをインストールしないＷＥＢ形態のシステムとする。

② システムの動作環境

〔サーバー〕

オンプレミス型またはクラウド型とするが、クラウド型の場合はＬＧＷＡＮ－ＡＰＳを利用すること。

〔クライアント〕

対応OS：Windows ７以降

ブラウザ：Internet Explorer8.0以降＊Microsoft Excel必須

なお、ブラウザのバージョンアップにも無償で対応できること。

③ ライセンスの要件

閲覧・更新等が可能な５ライセンスを導入し運用するものとするが、将来的なライセンスの拡張が容易にできるものとする。

④ システムの主な機能

ア 土地、建物、工作物、機械器具、物品、用益物権等の有形・無形固定資産、及び金融資産の全てを網羅した固定資産台帳の一元管理が行えること。

イ 各種管理台帳として、公会計において必要な「未利用・売却可能資産管理」「建物附属設備管理」「修繕管理」「リース資産管理」「棚卸資産管理」「建設仮勘定」、及び「公有財産決算処理」「複合施設管理」「貸付・使用・借受管理」「車両管理」を固定資産台帳と従属して管理が行えること。

ウ ＧＩＳ機能により、地図情報と連携したデータベースとしての各種機能を有すること。

８ その他の留意事項

（１）本業務の遂行基準

本業務を遂行するにあたり、受託者は、専門的知識を有する主任技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の能力及び経験を有する技術者を配置するものとする。

（２）提出書類

本業務の着手に先立ち、受託者は速やかに次の書類を本市に提出し、その承認を得るものとする。

① 業務着手届

② 業務実施計画書

③ 業務工程表

④ 主任技術者の選任届

⑤ その他本市が指示する関係書類

（３）システムのプログラムに関する権利

システムにおけるプログラムの権利等については、次のとおりとする。

① 著作権は開発元に帰属するものとする。

② システムのプログラムは、受託者より「ソフトウェアパッケージ」として、本市に対し提供するものとする。

③ 開発元は、本市がこのシステムを破棄するまでの間、その使用権を承認するものとする。

④ 本市が別途拡張機能等を追加する場合には、開発元の承諾を受けるものとする。

（4）禁止行為

① システムの導入にあたり、禁止事項を定め本市及び受託者はこれを行ってはならないものとする。但し、特に必要が生じ書面により通知の上で本市及び受託者協議・合意を得た場合は、この限りではない。

② 前項に規定する本市の禁止事項を次のとおりとする。

ア システムの他への譲渡及び使用許諾。

イ システムの取扱説明書の複製。

ウ システムの機密もしくは知識の漏洩。

エ システムを転貸すること。

オ プログラムの改変等。

③ 前項に規定する受託者の禁止事項を次のとおりとする。

システムを納入するにあたり知り得た本市の一切の情報について、第三者に漏洩してはならない。

④ 前②③項の各号の行為を無断で行い損害を与えた場合は、与えた損害の範囲内で賠償の義務を負うものとする。

（5）成果品の瑕疵

納品の後、成果品に「瑕疵」が発見された場合は本市の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

（6）疑義について

諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度本市及び受託者協議の上、受託者は本市の指示に従い業務を遂行するものとする。

（7）成果品の検査

受託者は、本業務が完了したときは遅延なく成果品を業務完了届とともに本市に提出し、成果品については主任技術者立ち会いの上、本市の検査員による検査を受けるものとする。

（8）機密保持

本業務において知り得た情報（周知の情報は除く）は、本業務の目的以外に使用、もしくは第三者に開示、または漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

9 成果品

本業務において納入すべき成果品は、次のとおりとする。

（1）公共施設等総合管理計画　２部

（2）公共施設等総合管理計画（概要版）　２部

（3）再配置実施方針、プレゼン資料　２部

（４）固定資産台帳管理システム　一式
（５）固定資産台帳整備方針　一式
（６）固定資産台帳整備マニュアルおよび管理・更新マニュアル　一式
（７）固定資産台帳整備データ　一式
（８）システム操作マニュアル　２０部
（９）⑴～⑶、⑸、⑹、⑻の電子データ（CD-R 等）　一式